# 定款

社団法人東京都自動車整備振興会

# 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人東京都自動車整備振興会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
- 2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに 自動車整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、自動車整備事業の健全な 発達に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
  - (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、もしくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、もしくはあっ旋をすること。
  - (3) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること
  - (4) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること
  - (5) 関連団体との連携協調に関すること
  - (6) 自動車分解整備業の構造改善に関する事業の推進指導等を行うこと
  - (7) 広報を行うこと
  - (8) 講演会、講習会又は展示会を開くこと
  - (9) 東京都自動車整備振興会技術講習所の管理及び運営に関すること
  - (10) 軽自動車車両番号標の頒布業務に関すること
  - (11) 自動車整備士技能検定の実施に関する協力並びに自動車整備技能登録試験の施 行に関すること
  - (12) 自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙及び収入印紙並びに郵便切手類の売り さばき業務に関すること
  - (13) 自動車損害賠償責任保険の代理店業務並びにその他必要な保険代理店業務に関すること

- (14) 会員相互の親交並びに啓発向上に関すること
- (15) 本会施設等の運営、管理に関すること
- (16) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第5条 会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。
  - (1) 正会員 東京都内に住所又は事業場を有し、本会の目的に賛同して入会したものであって、支部に所属して自動車分解整備事業を行うもの。
  - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため理事会の議決を得て入会したもの。
  - (3) 特別会員 国、地方公共団体又は学校法人が有する自動車分解整備事業場であって、理事会の議決を得たもの。

(入 会)

- 第6条 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入 会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長 が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 本会の運営上特に必要と認めたときは、総会の議決を得て、会員から臨時会費を 徴収することができる。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき。
  - (2) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (3) 除名されたとき。
  - (4) 正会員が支部に所属しなくなったとき。

(退 会)

- 第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。
- 2 退会しようとするものは、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分 の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議 決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理 事 90名以上99名以内

監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務 理事とする。

# (役員の選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、総会で 必要と認めたときは、正会員以外から理事及び監事を選任することができる。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 正会員の中から選任された役員に、任期途中に当該役員が所属する法人内の地位に 変動があっても、当該法人から特別の申し出がない限り、本会の役員資格に何ら影響 を及ぼさないものとする。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければな らない。

(役員の職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行 する。
- 6 監事は、次に揚げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。

- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は関東運輸局長に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、もしくは総会又は理事会を招集すること。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行わなければならない。

(役員の解任)

- 第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分 の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議 決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

- 第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第18条 本会に顧問及び相談役を、それぞれ8名以内で置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役には、第15条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問又は相談役」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、 会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に 臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって表決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署 名及び押印をしなければならない。

# 第5章 理事会

(構成)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 会長は、特に必要と認めたときは、理事会に監事の出席を求めることができる。

(権 能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

- 第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、 会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

- 第35条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、 理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 会務運営の組織

(ブロック及び支部)

- 第36条 本会は、円滑な事業運営を図るため、ブロック及び支部を置く。
- 2 ブロックにブロック長、支部に支部長を置く。
- 3 ブロック及び支部の設置基準その他運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、 会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 入会金及び会費
  - (2) 寄附金品
  - (3) 財産から生ずる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が 別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、関東運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
- 2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3

月以内に関東運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

# (長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、関東運輸局長に届け出なければならない。

#### (事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、 関東運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

## (解散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規 定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運 輸局長の認可を得て解散する。

## (残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3 以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体 に寄附するものとする。

# 第10章 事務局

## (設置等)

- 第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## (備付け帳簿及び書類)

- 第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 事業計画及び予算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類

- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び帳簿
- 2 前項第1号から第6号に揚げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第11章 補 則

(細 則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(技術講習所)

第51条 東京都自動車整備振興会技術講習所の管理及び運営に関する規則等は別に 定める。

附 則 (昭和27年3月25日 設立総会議決)

- 1 本会の設立の最初の通常総会は設立総会を以て、これに代える。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、次年度の最初の通常総会のときまでとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、設立の日から始まる。
- 附 則 (昭和59年2月28日 臨時総会議決)
- 1 昭和59年3月31日に社団法人東京都自動車整備振興会の会員である者については、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、同日現在の会員名簿の提出をもって本会に一括入会したものとする。
- 2 本定款変更後最初の総会で選任された役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、昭和60年に招集する通常総会までとする。
- 3 本定款は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和60年3月26日 第3回総会議決)
- 1 この定款の一部改正(第13条、第39条及び第41条)は昭和60年5月24 日より実施する。
- 附 則 (昭和61年10月24日 第6回総会議決)
- 1 この定款の一部改正(第3条)は昭和61年10月30日より実施する。
- 附 則 (昭和63年5月26日 第8回総会議決)
- 1 この定款の一部変更のうち、名称変更に係る改正規定(第2条、第4条第9号及び第43条)は昭和63年10月1日から、その他の改正規定(第13条、第14条、第15条、第20条、第29条及び第31条)は昭和64年度に開催される通常総会から適用する。
- 附 則 (平成6年5月25日 第15回総会議決)
- 1 平成7年5月の任期満了による役員改選に際し、定款第16条に規定する役員の

任期を当該期のみ3年(平成7年5月~平成10年5月)とする。

- 附 則 (平成7年5月29日 第17回総会議決)
- 1 平成7年5月の任期満了により改選された役員任期については、定款第16条の 規定にかかわらず、平成10年5月までとする。
- 2 この定款の一部改正(第13条)は、平成7年5月29日より実施する。
- 附 則 (平成9年5月27日 第14回通常総会議決)
- 1 この定款の一部改正(第14条)は、平成9年5月27日より実施する。
- 附 則 (平成14年3月13日 臨時総会議決)
- 1 この定款の一部改正(第3条)は、平成14年4月22日より実施する。
- 附 則(平成15年5月27日 第20回通常総会議決)
- 1 この定款の一部改正は、関東運輸局長の認可となった日から施行する。
- 附 則(平成16年5月24日 第21回通常総会議決)
- 1 この定款の一部改正は、関東運輸局長の認可となった日から施行する。